

議案第59号関連資料

明石市保健関係手数料徴収条例及び明石市旅館業法施行条例の一部改正 について

1 改正の目的

旅館業法の一部改正により、営業者が旅館業を譲渡する場合は、手続きのさらなる簡素化を図るため、相続等と同様に、譲受人は新たに許可の取得を行うことなく、営業者の地位を承継する旨が規定されることに伴い、本市の関連条例における新たな規定の追加や所要の整備を図ろうとするものです。

また、食品衛生法の一部改正により、魚介類行商が同法の営業届出業種となったことを受けて、兵庫県の魚介類行商条例が廃止されたことに伴い、同条例に基づく本市の審査事務が発生しなくなったため、本市の関連条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正する条例

明石市保健関係手数料徴収条例

明石市旅館業法施行条例

3 改正の概要

(1) 事業譲渡に係る旅館業許可地位承継承認申請手数料の新設

※相続等の旅館業許可地位承継承認申請手数料と同額の7,400円を設定します。

(2) 魚介類行商登録申請手数料の廃止

(3) その他規定の整備

4 施行期日

一部改正法の施行日

ただし、魚介類行商登録申請手数料の廃止については公布日

5 その他

全国の自治体においても同様の改正が行われる予定です。